

備蓄米に関する意見交換会 開催要領

1 趣旨

今般の政府備蓄米の売渡しの中で明らかになった課題や論点について、政府備蓄米に関わりのある分野の有識者を招き、民間備蓄も含め今後の備蓄運営の在り方について意見を伺う。

具体的には、

- ・ 政府備蓄の売渡しに係る課題について
- ・ 民間備蓄について
- ・ 今後の備蓄運営の在り方について

等について意見を伺う。

2 招集

意見交換会は、農林水産省農産局長が招集する。

3 構成

委員は、別紙のとおりとする。なお、委員は、自身の出席が困難な場合は、代理の者を出席させることができる。また、農林水産省農産局長は、委員のほか、必要に応じて当該委員以外の者の出席を求め、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- (1) 意見交換会は、原則として非公開とする。
- (2) 意見交換会の資料及び議事要旨は、開催後、委員等の確認を経た上で公表する。公表の方法は、農林水産省のホームページに掲載する方法とする。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって当該者が非公開を希望したもの又は意見交換会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、この限りでない。
- (3) 意見交換会の事務局は、農林水産省農産局農産政策部企画課及び貿易業務課にて行う。
- (4) この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、農林水産省農産局長が定める。